

令和2年6月15日

## 御蔵島村 新型コロナウイルス感染症予防等対策補助金

感染症予防等の対策に

予算範囲内で **全額** 補助金を交付します

新型コロナウイルス感染症に関する「予防」「感染拡大防止」および「経済回復」に向けた取組を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します

### ■補償対象者

- ① 法人  
→村内に事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人
- ② 個人事業主  
→村内の個人事業主（税務所に開業届けを出している方）
- ③ グループ  
→5名以上の住民で組織し、代表者、会則、名簿等のある団体

### ■補償対象事業

- ① 予防、感染拡大防止のための備品購入、設備設置
- ② 予防、感染拡大防止のための普及啓発活動
- ③ 感染拡大防止を受けた新たなサービスの実施
- ④ 来島自粛要請により影響を受けた経営状況を回復するための事業
- ⑤ その他、村長が補助の趣旨に合致していると認めた事業

### ■補償率および補助金額

補償対象経費の100%

#### 上限額

- |            |        |                                 |
|------------|--------|---------------------------------|
| 1,法人、個人事業主 | : 50万円 | ※ただし、公共性および公益性を有し、かつ村長が         |
| 2,グループ     | : 30万円 | 特に必要と認められる事業は <u>300万円</u> とします |

### ■対象とする事業の期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

補助金申請期間:令和2年6月15日～令和2年7月31日(申請・審査後1週間程度で交付します)

## ■申請手続き方法



## ■補助対象経費

科目		内容	備考
賃金		事業実施のための臨時的に雇用する場合の賃金	補助事業者の構成員に対するものは対象外
需用費	消耗品費	マスク、消毒液、ゴム手袋、ペーパータオル、飛沫防止パーテーション等	
	燃料費	灯油、ガソリン、プロパンガス、重油、軽油等	(例) 宅配に係るガソリン代など
	印刷製本費	チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷代、コピー代等	
役務費	通信運搬費	郵便料(切手、はがき、郵便小包)、宅配送料等	電話・FAX・インターネットの通信料は補助対象外
	広告料	新聞、雑誌、ネット等の広告料	
	手数料	送金手数料、各種証明手数料、設備等の検査手数料等	
委託料		専門的な各種事務、事業の委託に関する経費 ※成果物の権利が委託先に帰属する契約をしてはならない。	第三者への再委託したものは補助対象外
使用料および賃借料		物品等の使用料、土地家屋等の賃借料、機械・機器の借上料	補助対象者の構成員が所有する動産、不動産に関するものは補助対象外
原材料費		原材料購入費	
備品購入費		マシン、端末機器等	

補助の対象となった事業につきましては、事業計画・事業報告などすべての情報を広報紙および村ホームページにて掲載させていただきます